

建築や解体工事、土地の売買等に関わる不動産業者の方に (建設工事で発生する産業廃棄物の処理について)

- 不動産業者は、土地や建物の仲介・売買の取引を行うほか、建築や解体工事などの建設工事の発注者や、発注者から直接工事を請け負う元請業者となる場合があります。
- 廃棄物処理法では、建設工事中から発生する産業廃棄物の排出事業者は“元請業者”と規定されており、元請業者は、発生した産業廃棄物を自ら適正に処理する責任があります。元請業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託することができますが、その場合は、「収集運搬」、「処分」について、それぞれの許可を有する業者に、自ら直接委託しなければなりません。
- これらの事業活動において、産業廃棄物の野積み（積み上げ・放置）などの不適正処理が行われ、不動産業者が責任を問われたり、関係者とトラブルになったりするケースが発生しています。

元請業者としての責任・義務を果たしていないケース

- 許可を受けていない下請業者に廃棄物の処理を委託した。
- 収集運搬、処分を委託する際に書面で委託契約を結んでいなかった。
- マニフェストを元請業者が自ら記載して交付していなかった。

委託基準違反
マニフェスト交付義務違反等

- 著しく安い処理費で業者に委託した。
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた。
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった。
- マニフェストが返ってこなかったが気がつかなかった。

注意義務違反

委託先の業者が不法投棄などの不適正な処理をしたら・・・

措置命令

委託した事業者の責任として、産業廃棄物の撤去や費用負担などの命令が出されることがあります。

下請けに任せっきりになっていませんか？

- 元請業者が下請業者に運搬を委託する場合、下請業者は産業廃棄物の収集運搬業の許可を、処分を委託する場合、処分業の許可を有していますか。
- 書面により委託契約が出来ていますか。
- 適正な処理費を負担していますか。⇒著しく価格が低いと処理に困り不適正な処理につながります。
- 元請業者が自らマニフェストを記載して交付していますか。

発注者(施主)として知っていただきたいこと

発注者は、「工事を発注すればそれで終わり」ではなく、工事から排出される産業廃棄物が適正に処理されるために、特に“処理費用が適正であるか”認識しておく必要があります。

仲介した土地に不法投棄や野積みが・・・

作業場や資材置場と偽って土地を借り、土砂混じりの混合廃棄物等を野積みして逃げたり、資金繰りに困ってため込んでしまう例が後を絶ちません。廃棄物が山積みされた土地は資産価値の低下や廃棄物の撤去をめぐるトラブルを招きます。土地所有者は、しかるべき責任を果たしていなかった場合、廃棄物の撤去命令を受けることがありますので、仲介にあたっては、土地所有者への啓発にご協力をお願いします。

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
電話：06-6210-9570（直通）

※建設現場が大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の場合は、各市にお問い合わせください。